

三労発基0602第2号
令和5年6月2日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター 所長 殿



三重労働局長
(公印省略)

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、
使用等について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで防じんマスク、防毒マスク等の呼吸用保護具を使用する労働者の健康障害を防止するため、「防じんマスクの選択、使用等について」（平成17年2月7日付け基発第0207006号）及び「防毒マスクの選択、使用等について」（平成17年2月7日付け基発第0207007号）により、その適切な選択、使用、保守管理等に当たって留意すべき事項を示してきたところです。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）等により、新たな化学物質管理が導入されたことに伴い、呼吸用保護具の選択、使用等に当たっての留意事項が別添のとおり定められました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。